

税理士のための生命保険の活用と税務

税理士 追中徳久

目次

1. はじめに
2. 生命保険の特徴
3. よく使われている保険商品は？
4. 生命保険の活用場面は？
5. 法人契約でよくある質問
 - (1) 保険料でよくある質問
 - ①令和元年の法人税基本通達改正 ②養老保険を用いた福利厚生プラン ③その他
 - (2) 保険金でよくある質問
 - (3) 契約者変更等でよくある質問
 - ①令和3年の所得税基本通達改正 ②その他
6. 個人契約でよくある質問
 - (1) 保険料でよくある質問 (2) 保険金でよくある質問 (3) 契約者変更等でよくある質問
7. 相続でよくある質問
8. 退職金でよくある質問
9. 令和7年度税制改正関係 10. その他の課題

本資料は追中徳久氏の著作物です（著作権法第2条第1号）。ご利用にあたっては、著作権者の承諾を必要とします。

1 はじめに

税理士にとって生命保険税務は業務上必要ですが、取り扱う頻度は多くなく、また、前提条件の違いにより結論が大きく異なるので、意外と難しいものとされます。また、考え方の根拠となる法令や通達は網羅されておらず、参考となる判決や裁決事例も多くありません。それでも、平成30年からの支払調書の変更や令和元年の法人税基本通達改正や令和3年の所得税基本通達改正により、少しずつ体系的に整理されてきました。

しかし、令和6年6月24日付生命保険協会から生命保険各社への国税庁からの注意喚起の通知を見ると、保険税務の現場では恣意的な通達解釈が続いているのだと思わざるをえません。

この通知自体は、通達に取扱規定のない法人契約の養老保険（法基通9－3－4）や個人年金（平成2年5月30日個別通達）の類推適用への警告、いわゆる養老保険を使った逆ハーフタックス契約（契約者：法人、被保険者：役員、死亡保険金受取人：法人、満期保険金受取人：役員、平成24年1月13日最高裁判決参照）の保険料を安易に類推適用して全額損金扱することへの警鐘なのですが、今後は、通達等に定めのない経理処理（契約変更等）については顧問先から直接所轄税務署に確認いただくなど、より一層注意深い対応が必要だと思われます。

本日は生命保険税務につき、基本的ですがご相談が多い事例につき、考え方をご説明させていただきます。通達や裁決事例がない場合もあり、あくまでも、本日時点での講師の私見です。税理士先生のお仕事の一助になれば幸いです。

どんな指摘がありましたか？（法人契約の養老保険・個人年金）

法人税基本通達 9－3－4 には、契約者：法人、被保険者：役員、死亡保険金受取人：法人、満期保険金受取人：役員の場合の保険料の取扱いにつき規定がない（死亡保険金受取人：役員の遺族、満期保険金受取人：法人ならば同（3）により、保険料の2分の1は保険料積立金、2分の1は福利厚生費）。ある法人が安易に類推適用して、法人が保険料を支払っても被保険者に経済的利益は発生しておらず保険料の全額を損金とした経理処理につき、課税庁から修正を指示された。

同じく平成2年5月30日個別通達に規定がない個人年金の死亡保険金受取人：法人、満期保険金受取人：役員とした場合の保険料の経理処理につき、同様の取扱いを損金否認された。

これは、新契約は販売停止にしても、契約者の権利として受取人変更できることから生じた事例とされる。

その際、課税庁からは資産計上または給与所得での経理処理を示唆された。

→後日、生命保険協会から保険会社に向け、法人契約について以下の方向性が示された。

①加入時の損金算入は支払時の益金算入で、原則、節税効果がないことの徹底

②法人から個人への資産移転を制約する観点からの契約者変更と受取人変更の制約

⇒税理士としては何らかの経理処理をしないといけないので明文の経理処理を規定してほしい。しかし、今後は通達等に定めのない経理処理については顧問先から直接所轄税務署に確認いただくなど、より一層慎重な対応が求められる。

どんな指摘がありましたか？（法人契約の養老保険・個人年金）

法人税基本通達 9 - 3 - 4			
		満期保険金受取人	
		法人	個人
死亡保険 金受取人	法人	(1) 全額資産 計上	規定なし
	個人	(3) 1/2 資産計上 1/2 福利厚生費	(2) 全額給与

2 生命保険の特徴

生命保険は他の金融商品と比較して、以下の特徴があります。

- ①契約者、保険料負担者、被保険者、保険金受取人、保険者と多くの関係者がいます。

また、契約期間中、契約者、保険料負担者、保険金受取人は何度でも変更可能です。

⇒保険約款で、契約者や保険金受取人の変更には制約を入れる動き

- ②契約期間が何十年と長期間です。また、令和元年以降、いわゆる第三分野の医療終身保険などは、原則、116歳満期（従来は105歳満期）と考えるように変更になりました。

- ③生命保険の価値は、解約返戻金の額（所基通36-37、評基通214）、死亡保険金額（相基通3-8）、責任準備金など多様です。また、年金保険の場合は相続税法第24条評価額もあります。
また、

- ④同じ被保険者を対象とする個人保険と被保険者が複数である団体保険（企業保険）

- ⑤個人保険のうち、契約主体から個人契約と法人契約（事業保険）

などの区分があります。

以下、本日は⑤の個人保険の個人契約と法人契約のご説明をいたします。

3 よく利用されている保険商品は？

個人保険の種類としては大きく分けて、以下に分類されます。

- ・死亡保険 定期保険（保険期間が10年など一定期間の保険、掛捨て保険）
終身保険（保険期間が一生涯のもの、貯蓄性が高い）→相続対策
長期定期保険（100歳満期とか長期間の定期保険、貯蓄性が高い）→役員退職金対策
逓増定期保険（保険金額が5倍などに増加、短期間で貯蓄性を高くする）
収入保障保険（死亡保険金を年金形式で受け取る）
- ・生存保険 個人年金保険（一定年齢または期間までの生存を条件に年金形式で給付する）
医療保険→損金対策
- ・生死混合保険 養老保険（一定時期の生存には満期保険金、死亡には死亡保険金を支払う）→従業員退職金対策
- ・新しい生命保険 低解約返戻金タイプ（当初の一定期間の解約返戻金額を低く設定）
ハイブリット型（第三分野保険と長期定期保険を組み合わせる）⇒保障内容の確認が必要
⇒外貨建保険、変額保険は保険を使った資産運用

結局、よく使う保険商品は？

生命保険は保障がメイン、次が資産形成。

1. 長期定期保険（役員退職金準備、法人）

退任を70歳として40歳から30年で1億円を準備

保険料4割損金で年間333万円の保険料

2. 養老保険（従業員退職金準備、法人）

65歳定年に向け30歳から35年で500万円を準備

保険料5割損金で年間16万円の保険料

3. 終身保険（相続対策、個人）

40歳男性 一時払保険料750万円で相続税1000万円を
生命保険料控除や死亡保険金の非課税限度を利用して準備

外貨建保険の経理処理（例）

1. 法人の外貨建保険（生存給付型一時払養老）の評価方法

原則：T T M換算で円建

- | | |
|------------|----------------------------|
| ①保険料払込時 | 保険料積立金／当座預金 |
| ②生存給付金受取時 | 当座預金／保険料積立金 |
| ③満期（死亡・解約） | 保険金受取時 当座預金／保険料積立金
／雑収入 |

2. 個人の外貨建保険（生存給付型一時払養老）の評価方法

原則：T T M換算 例外：T T B換算（相続税・贈与税対象）

- ①保険料払込時 生命保険料控除
②生存給付金 雑所得（生存給付金額－必要経費（＝払込保険料））
③満期（死亡・解約） 一時所得（5年以内は20.315%の源泉分離課税）

生前給付金を毎年贈与する保険契約

生存給付金を毎年第三者に贈与する保険

- 生存給付金受取人（毎年、被保険者の生存を保険事故として給付金を受け取る）を配偶者、子などの相続人にする
- 保険料負担者と生存給付金受取人が別人ならみなし贈与
基礎控除 110 万円適用対象、契約書不要
（平成27年5月28日付東京国税局審理課長回答）
- 相続時精算課税でない暦年贈与の場合は相続税の課税価格に加算あり

なお、満期保険金や解約払戻金は一時所得（5年以内は20.315%の源泉分離課税）
死亡保険金は非課税限度の対象

4－1 生命保険の活用場面は？

（法人契約）

①事業継続の場面～定期保険の活用

→事業の創業期などに安い保険料で大きな死亡保障を掛捨て保険で準備

②役員退職金準備の場面～長期定期保険（逡増定期保険、終身保険）の活用

→役員の退職金を事前に貯蓄性の高い保険で準備

③事業承継の場面～長期定期保険、終身保険の活用

→法人による自社株買取（金庫株）など経営者の相続を貯蓄性の高い保険で準備

④従業員退職金準備の場面～養老保険（全員加入）の活用

→保険料の2分の1を福利厚生費として従業員の定年退職や不慮の死亡退職の準備

⑤医療保障準備の場面～医療終身保険の活用

→保険料30万円を全額損金としつつ経営者や従業員の一生の医療保障の準備

4－2 生命保険の活用場面は？

（個人保険）

- ①遺族生活資金の場面～終身保険、収入保障保険（保険金の分割受取）の活用
→世帯主死亡による遺族の生活資金を準備
- ②相続対策の場面～終身保険の活用
→10ヶ月以内の相続税支払や遺産分割を円滑にすすめる資金を準備
- ③老後資金準備の場面～個人年金保険の活用
→人生100年時代の公的年金の補完資金を準備
- ④医療費対策の場面～3大疾病保障保険、医療保障保険の活用
→がん、心筋梗塞、脳梗塞などによる不就労と入院手術など医療費の補完を準備
- ⑤こどもの学資準備の場面～こども保険の活用
→保護者の死亡保障と入学時の祝金でこどもの学業継続を準備

医療法人向けの特別の生命保険活用方法は必要？

1. 医療法人は持分のあり（62%）なし（38%）を問わず役員慰労退職金の支払いが必須（法人）
→ 医業経営の安定化のための内部留保と円滑な承継のための役員退職慰労金の準備
契約者＝保険金受取人：医療法人、被保険者：理事長の形式の長期定期保険
2. 持分あり医療法人（経過措置医療法人）の持分払戻請求権・残余財産分配請求権対策
（医療法附則10の3③）（法人）
→ 出資者・相続人の相続税、持分放棄によるみなし贈与（相法66④）
3. 従業員の退職金対策（法人）
4. 終身保険を利用した相続税（納税資金）対策・二次相続対策（個人）
5. 保険料の生前贈与（個人）→一時所得
6. 代償交付金（個人）→保険金受取人は後継者にする
（注意）低解約返戻金型保険の契約者変更は医療法第54条の配当の禁止に該当するか？
（参考）補助金をもらっている学校法人による生命保険料の支払いは大丈夫か？

保険税務の勘所は？

1. 法人契約の勘所

- ①保険料の正しい経理処理～通達による経理処理
- ②保険金の正しい経理処理～死亡保険金の計上時期
- ③契約転換後の正しい経理処理～前払保険料の均等取崩し

2. 個人契約の勘所

- ①契約者でなく保険料負担者と受取人との関係で課税を判断
- ②権利や義務の確定時期はいつか～保険料と保険金
- ③契約者変更の課税時期～課税時期、生前か死亡か

5 法人契約でよくある質問

(1) 保険料でよくある質問

- ①令和元年の法人税基本通達改正→それ以前の契約は従来の処理を継続
- ②養老保険を用いた福利厚生プラン
- ③その他

(2) 保険金でよくある質問

(3) 契約者変更等でよくある質問

- ①令和3年の所得税基本通達改正
- ②その他

5－（１）保険料でよくある質問

①－１ 令和元年の法人税基本通達改正（令和元年7月8日から適用）

6年経過した今でもご質問が多い。

法人税基本通達9-3-5（定期保険**及び第三分野保険**に係る保険料）

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、特約が付されているものを含む。）又は第三分野保険（保険業法第3条第4項第2号に掲げる保険）をいい、特約が付されているものを含む。）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（特約に係る保険料の額を除く。）については、**9－3－5の2《定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い》の適用を受けるものを除き、**次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

①ー 2 令和元年の法人税基本通達改正

- (1) 保険金又は給付金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。
- (2) 保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

(注)

1 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。 → Q 2

2 (1)及び(2)前段の取扱いについては、法人が、保険期間を通じて解約返戻金相当額のない定期保険又は第三分野保険（ごく少額の払戻金のある契約を含み、保険料の払込期間が保険期間より短いものに限る。）に加入した場合において、当該事業年度に支払った保険料の額（一の被保険者につき2以上の解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に加入している場合にはそれぞれについて支払った保険料の額の合計額）が30万円以下であるものについて、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときには、これを認める。

→ Q 1 （30万円全損特例は令和元年10月8日以降の契約から適用）

①ー 3 令和元年の法人税基本通達改正

法人税基本通達9-3-5の2（定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い）（新設） → Q 3、Q 4

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険で最高解約返戻率が50%を超えるものに参加して、その保険料を支払った場合には、当期分支払保険料の額については、次表に定める区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。ただし、これらの保険のうち、最高解約返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額（一の被保険者につき2以上の定期保険等に参加している場合にはそれぞれの年換算保険料相当額の合計額）が30万円以下の保険に係る保険料を支払った場合については、9-3-5の例によるものとする。→ Q 1

(1) 当該事業年度に次表の資産計上期間がある場合には、当期分支払保険料の額のうち、次表の資産計上額の欄に掲げる金額（当期分支払保険料の額に相当する額を限度とする。）は資産に計上し、残額は損金の額に算入する。

①ー4 令和元年の法人税基本通達改正

(注) 当該事業年度の中で次表の資産計上期間が終了する場合には、次表の資産計上額については、当期分支払保険料の額を当該事業年度の月数で除して当該事業年度に含まれる資産計上期間の月数（1月未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）を乗じて計算した金額により計算する。また、当該事業年度の中で次表の資産計上額の欄の「保険期間の開始の日から、10年を経過する日」が到来する場合の資産計上額についても、同様とする。←従来は年単位で計算

(2) 当該事業年度に次表の資産計上期間がない場合（当該事業年度に次表の取崩期間がある場合を除く。）には、当期分支払保険料の額は、損金の額に算入する。

(3) 当該事業年度に次表の取崩期間がある場合には、当期分支払保険料の額（(1)により資産に計上することとなる金額を除く。）を損金の額に算入するとともに、(1)により資産に計上した金額の累積額を取崩期間（当該取崩期間に1月未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。）の経過に応じて均等に取り崩した金額のうち、当該事業年度に対応する金額を損金の額に算入する。

①ー5 令和元年の法人税基本通達改正

区分	資産計上期間	資産計上額	取崩期間
最高解約返戻率50%超70%以下	保険期間の開始の日から、当該保険期間の100分の40相当期間を経過する日まで	当期分支払保険料の額に100分の40を乗じて計算した金額	保険期間の100分の75相当期間経過後から、保険期間の終了の日まで
最高解約返戻率70%超85%以下		当期分支払保険料の額に100分の60を乗じて計算した金額	
最高解約返戻率85%超	保険期間の開始の日から、最高解約返戻率となる期間（当該期間経過後の各期間において、その期間における解約返戻金相当額からその直前の期間における解約返戻金相当額を控除した金額を年換算保険料相当額で除した割合が100分の70を超える期間がある場合には、その超えることとなる期間）の終了の日まで （注） 上記の資産計上期間が5年未満となる場合には、保険期間の開始の日から、5年を経過する日まで（保険期間が10年未満の場合には、保険期間の開始の日から、当該保険期間の100分の50相当期間を経過する日まで）とする。	当期分支払保険料の額に最高解約返戻率の100分の70（保険期間の開始の日から、10年を経過する日まででは、100分の90）を乗じて計算した金額	解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間（資産計上期間がこの表の資産計上期間の欄に掲げる（注）に該当する場合には、当該（注）による資産計上期間）経過後から、保険期間の終了の日まで

①ー6 令和元年の法人税基本通達改正

(注)1 「最高解約返戻率」、「当期分支払保険料の額」、「年換算保険料相当額」及び「保険期間」とは、それぞれ次のものをいう。

イ 最高解約返戻率とは、その保険の保険期間を通じて解約返戻率（保険契約時において契約者に示された解約返戻金相当額について、それを受けることとなるまでの間に支払うこととなる保険料の額の合計額で除した割合）が最も高い割合となる期間におけるその割合をいう。→ Q 3 配当金は含まない

ロ 当期分支払保険料の額とは、その支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額をいう。

ハ 年換算保険料相当額とは、その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をいう。

ニ 保険期間とは、保険契約に定められている契約日から満了日までをいい、当該保険期間の開始の日以後1年ごとに区分した各期間で構成されているものとして本文の取扱いを適用する。

2 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。

3 表の資産計上期間の欄の「最高解約返戻率となる期間」及び「100分の70を超える期間」並びに取崩期間の欄の「解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間」が複数ある場合には、いずれもその最も遅い期間がそれぞれの期間となることに留意する。

①ー 7 令和元年の法人税基本通達改正

4 一定期間分の保険料の額の前払をした場合には、その全額を資産に計上し、資産に計上した金額のうち当該事業年度に対応する部分の金額について、本文の取扱いによることに留意する。

5 本文の取扱いは、保険契約時の契約内容に基づいて適用するのであるが、その契約内容の変更があった場合、保険期間のうち当該変更以後の期間においては、変更後の契約内容に基づいて9-3-4から9-3-6の2の取扱いを適用する。

なお、その契約内容の変更に伴い、責任準備金相当額の過不足の精算を行う場合には、その変更後の契約内容に基づいて計算した資産計上額の累積額と既往の資産計上額の累積額との差額について調整を行うことに留意する。→ Q 4

6 保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合であって、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としているときには、本文の取扱いの適用はなく、9-3-5の（2）の例により、その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与となる。

①ー 8 令和元年法人税基本通達改正前の長期定期保険の個別通達

(昭和62年 6 月16日直法2-2 (例規)、平成8年、平成20年改正、令和元年6月28日廃止)

【1】前払期間(保険期間前半6割期間)

各年の支払保険料の額のうち次表の区分に応じた資産計上額を前払金等として資産計上、
残額は一般の定期保険(法基通9-3-5)の保険料の取扱いにより損金の額に算入

	区分	資産計上額
(1)長期平準定期保険	保険期間満了時の被保険者の年齢が70歳超、かつ、当該保険加入時の被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるもの	支払保険料の1/2
(2)逦増定期保険	①保険期間満了時の被保険者の年齢が45歳超(②又は③に該当するものを除く。)	支払保険料の1/2
	②保険期間満了時の被保険者の年齢が70歳超、かつ、当該保険加入時の被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が95を超えるもの(③に該当するものを除く。)	支払保険料の2/3
	③保険期間満了時の被保険者の年齢が80歳超、かつ、当該保険加入時の被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が120を超えるもの	支払保険料の3/4

【2】前払い期間経過後(保険期間後半4割期間)

各年の支払保険料の額を一般の定期保険の保険料の取扱いにより損金の額に算入、

【1】により資産計上した前払金等の累積額をその期間の経過に応じ取り崩して損金の額に算入

①－ 9 令和元年の法人税基本通達改正

法人税基本通達9－3－7の2（払済保険へ変更した場合）

法人が既に参加している生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に参加している生命保険の保険料の全額（特約に係る保険料の額を除く。）が役員又は使用人に対する給与となる場合は、この限りでない。→ Q 5

（注）

1 養老保険、終身保険、定期保険、第三分野保険及び年金保険（特約が付加されていないものに限る。）から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。→ Q 5

2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に参加して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものとして、9－3－4から9－3－6までの例（ただし、9－3－5の2の表の資産計上期間の欄の（注）を除く。）により処理するものとする。

3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入する。

①ー10 令和元年の法人税基本通達改正

Q 1 保険料の30万円以下全額損金算入の取扱いが2つあるように思います。これらはいっしょに30万円を計算するのですか？

A 1 ① 9－3－5（注）2の「解約返戻金相当額のない定期保険又は第三分野保険（ごく少額の払戻金のある契約を含み、保険料の払込期間が保険期間より短いものに限る。）」に当該事業年度に支払った保険料の額（一の被保険者につき2以上の解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に加入している場合にはそれぞれについて支払った保険料の額の合計額）が30万円以下」の場合と、
② 9－3－5の2の「最高解約返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額（一の被保険者につき2以上の定期保険等に加入している場合にはそれぞれの年換算保険料相当額の合計額）が30万円以下」の場合の2つあります。

→ この2つの保険料全損取扱いは根拠が異なるのでそれぞれ30万円を判断します。

→ 同じ被保険者がA社とB社など複数社でそれぞれ加入している場合は、明文の規定はないが契約主体ごとに考えるべき。

①ー11 令和元年の法人税基本通達改正

Q 2 基本通達9-3-5で「保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。」とあります。従来はどう考えていましたか？

また、通達改正前の契約も同じように116歳満期で考えるのでしょうか？

A 2 平成24年4月27日「法人が支払うがん保険（終身保障タイプ）の保険料の取扱いについて（法令解釈通達）」では、105歳満期と考え、原則、保険料の2分の1を資産計上するとしていましたが、例外取扱により、解約払戻金のない（少額の払戻金を含む）有期払込として全額損金算入を認められていました。

→現在の保険は105歳払込満了が多く、短期払と考えて116歳満期として保険料を按分し直します。また、通達改正前の契約は従来の経理処理を継続します。

①ー12 令和元年の法人税基本通達改正

Q 3 最高解約返戻率を計算したら、85.09%と85%を少し上回っています。しかし、保険会社の設計書には85%以下として取扱われています。どのように考えればよいのでしょうか？

A 3 令和元年7月8日付国税庁からの「定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ」のFAQ4には、「端数が生じた場合、原則として端数の切捨て等を行わずに最高解約返戻率を計算する」が、「各保険会社は小数点1位までの数値により返戻率を通知しているという実務や経理事務の簡便性を考慮し、小数点2位以下の端数を切り捨てて計算した解約返戻金が保険設計書等に記載されている場合には、その解約返戻率を用いて最高解約返戻率の区分を判定しても差し支えありません。」とあります。

①ー13 令和元年の法人税基本通達改正

Q 4 契約後数年たち、保険料の払方を月払から年払に変更したところ、最高解約返戻率が「70%超85%以下」から「85%超」になりました。保険料の経理処理は変わりますか？

A 4 法人税基本通達9-3-5（注）5の通り、「契約内容の変更以後の契約内容」により経理処理するのが原則です。

その際、保険会社から提供される提案書に従います。

なお、国税庁FAQ11(7)に「払方方法の変更（月払を年払に変更する場合等）は契約内容の変更に当たらない」との記載があり、今回の場合は保険料の見直しは不要とも考えられます。

→ただし、加入して翌年すぐに払方を変更する場合等、契約応当日に払方変更が成立しているかも含め、税務調査により指摘される可能性はあると思います。

①ー14 令和元年の法人税基本通達改正

Q 5 「養老保険、終身保険、定期保険、第三分野保険及び年金保険（特約が付加されていないものに限る。）から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める」に変更されました。定期保険や第三分野保険から同種類の払済保険に変更する場合もあるのですか？

A 5 保険会社によっては、定期保険、第三分野保険は、原則として、払済終身保険にしか変更できない場合があります。しかし、定期保険から定期保険に変更できる保険会社の場合もありますが、それでも逡増定期保険から長期平準定期保険への変更は同種類の払済保険に変更したとはいえず、洗替が必要と思われます。

②ー1 養老保険を用いた福利厚生プラン

全員加入の養老保険を用いた福利厚生プランに関する通達は2つです。

法人税基本通達 9－3－4（養老保険に係る保険料）

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする養老保険（被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、特約が付されているものを含むが、9－3－6に定める定期付養老保険等を含まない。）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（特約に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までは資産に計上するものとする。
- (2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。
- (3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

②ー 2 養老保険を用いた福利厚生プラン

所得税基本通達36－31（使用者契約の養老保険に係る経済的利益）

使用者が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする養老保険に加入してその保険料を支払ったことにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

（１）（２）略（３）死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該使用者である場合 当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。ただし、役員又は特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。（注）2 上記(3)のただし書については、次によることに留意する。

（１）保険加入の対象とする役員又は使用人について、加入資格の有無、保険金額等に格差が設けられている場合であっても、それが職種、年齢、勤続年数等に応ずる合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められるときは、ただし書（給与扱）を適用しない。

（２）役員又は使用人の全部又は大部分が同族関係者である法人については、たとえその役員又は使用人の全部を対象として保険に加入する場合であっても、その同族関係者である役員又は使用人については、ただし書を適用する。

②ー3 養老保険を用いた福利厚生プラン

知っていただきたい重要な裁決事例は3つです。

- (1) 主任以上のみの加入は全従業員が恩恵を受ける機会が与えられていない（平成5年8月24日裁決、裁決事例集第46集177頁）。
- (2) 役員又は使用人の全部が同族関係者である場合は福利厚生目的の支出とは認められず、専ら経済的利益の享受目的とされた（平成18年10月17日東裁（諸）平18－67）。
- (3) 理事会で正当に決議された役員退職金規程や決議がなく、経済的利益目的とされた（平成27年6月19日名裁（諸）平26－44）。

→従業員に対する福利厚生目的といえるか、手続きを踏んでいるか、加入脱退手続きをきちんとしているかが重要

②ー4 養老保険を用いた福利厚生プラン

Q 1 所得税基本通達36－31（注）2の「合理的な基準による普遍的格差」とは？

A 1 （普遍的加入とされる場合）

- ・従業員のみ全員加入させ、役員は加入させない。
- ・勤続3年以上を対象とする。・年齢が25歳以上を対象とする。
- ・加入の機会を与えたが不同意の者を対象外とする。
- ・健康診断により加入できない者を対象外とする。
- ・複数の保険会社で加入する。・従業員1名のみの会社で加入する。

→保険料を同額にして全員加入させる？

（普遍的加入とされない場合）

- ・役員や特定の従業員のみ加入させる。・50歳以上を対象外とする。
- ・養老保険と中退共が混在している。

→パートタイマーや技能実習生（労基法3条外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律9条9項）は実態による判断

②ー5 養老保険を用いた福利厚生プラン

Q 2 従業員と役員が福利厚生プランに加入する場合、従業員と役員の保険金額の倍率が5倍までという決まりはありますか？

A 2 従業員と役員の保険金額の倍率に関する規定はありません。役員と従業員の各々の退職金規程に従って制度設計するものと思われます。倍率5倍というのは保守的な金額設定と思われます。

「本件各契約は、請求人の福利厚生規定に定めたりすることなく理事長等の判断だけで締結されていることからすれば、理事長等は自らが本件各保険契約による経済的利益を受ける目的で締結したものと評価せざるを得ず、本件各保険料の死亡保険金に係る部分には、もはや一種の福利厚生費としての性格が欠如」（平成27年6月19日裁決）とした裁決例がありました（理事長5000万円と従業員500万円、従業員の養老保険を途中からがん保険に切り替えていた）。

③ー 1 その他

法人の払い込む保険料に関する勘定科目は、

- ① 単純に資産計上する保険料積立金勘定（養老保険・終身保険・年金保険）
- ② 一旦資産計上した後に費用化する前払保険料勘定（長期定期保険・逦増定期保険）
- ③ 支払の都度損金算入する支払保険料勘定（定期保険・医療保険）
- ④ 給与扱保険料 等に分かります。

よく聞かれるのは、損金扱にできる法人の支払った保険料の損金算入時期です。

法人税基本通達などに定める「保険料を支払った場合」とは、現実に支払った場合に限られるのか、すなわち保険料は現金主義によるものかどうかです。これについては、関連する通達を参照する限り、

「支払った」とは、実際に支払った場合を指す

ものと解され、保険契約成立後の実際に支払った日に保険料は損金の額に算入されます。

③ー2 その他

Q 1 12月決算法人の保険契約です。5月に月払で新契約を締結し、12月に予想より多くの利益が出そうなので1年分の保険料を振り込んだ場合、翌年度分を短期前払費用の特例で損金処理することができるのでしょうか？

A 1. 年払契約に変更できるのは契約応答月の5月だけだと思います。
たとえ12月に1年分の保険料を支払っても、12月決算月までの1カ月分の保険料のみを損金処理し、残りは前払保険料として資産計上します。月払から年払への変更が契約応当日に完了しない限り、いつでも保険料の支払を取り消し返金請求することが可能なので、債務が確定しないと考えるからです。

③ー 3 その他

Q 2. 3月決算の会社が6割損金の長期定期保険の加入手続きと入金を3月中に行いましたが、4月に入って診査結果が出て、残念ながら不承諾となりました。この場合は保険料の返金があると思いますが、返金が決算期をまたいだ場合、この返金額は当期の雑収入となるのですか？

A 2. 3月中に契約の成立を待たずに損金処理された後に4月に契約が成立しなかった場合、以下の2つの経理処理が考えられます。

① 決算内での伝票処理により修正が間に合う場合
(決算日) 預け金××× / 前払保険料×××
/ 定期保険料×××

(返金日) 当座預金××× / 預け金×××

② 決算内での伝票処理により修正が間に合わない場合

【会計上】 (返金日)

当座預金××× / 雑収入×××

【税務上】

前事業年度の確定申告書・別表4で損金不算入（「支払保険料損金否認」）として加算処理を行い、当事業年度の確定申告書・別表4で損金算入（「支払保険料損金容認」）として減算処理を行い、申告調整することになると思われます。なお、これら取扱いが法令・通達に定められていませんから、所轄税務署に確認することをおすすめします。

③ー4 その他

Q 3. 3月決算期に長期定期保険に年払で加入しましたが、条件付になり、4月に特別保険料を払い込むことになりました。この特別保険料を3月決算に計上することは可能ですか？

A 3. 特別保険料の実際の支払いは翌決算期の4月ですから、旧年度決算に追い込むのは難しいと思われます。理由としては、

①債務が確定していないと考えられること

法人税法第22条第3項第2号では、償却費以外の費用は事業年度末までに債務が確定していることを損金算入の要件としています。しかし、保険料は支払期日が到来しても必ず支払を要するものではなく、支払は契約者に委ねられていることから、一般的に、保険料の支払がない限り債務が確定していないと考えられます。

②「未払の前払費用」はありえないこと

「短期前払費用」は一括しての損金処理が可能です。が、「前払費用」はすでに支払が完了していることが前提であり、「未払の前払費用」はありえません。

③ー5 その他

Q 4. 給与扱保険料について、期途中で契約内容を変更すると保険料が変わるので、定期同額給与に該当しなくなるのでしょうか？

A 4. 給与扱保険料は、法人税法施行令第69条第1項第2号の経済的利益の供与に当たり、第1号のように期首から3ヶ月以内に給与改訂という縛りはありません。期途中で契約内容の見直しをして保険料を変更しても、定期同額給与に該当します。もし、第1号に定める給与に該当するとなると、生命保険への加入時期は、非常に限定されたものとなってしまいます。

(法人税法施行令第69条第1項第2号)

継続的に供与される経済的な利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの

(法人税基本通達9-2-9 (12))

法人が役員等を被保険者及び保険金受取人とする生命保険契約を締結してその保険料の額の全部又は一部を負担した場合におけるその負担した保険料の額に相当する金額

→上記取扱いは、月払保険料だけでなく、年払保険料について定期同額給与と考えられています。

③ー6 その他

Q 5. 保険料を給料報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税の対象となるかと思いますが、その場合、社会保険料の対象にもなるという認識でよいでしょうか？

A 5. 生命保険の保険料に関しては、以下のような行政通達があります。

「団体養老保険の保険料を事業主が負担している場合、その保険契約によって受ける利益が従業員に及ぶものであっても、当該保険に関する事項について労働協約、給与規則等に一切規定されておらず、事業主が保険契約の当事者となって恩恵的に加入しているような場合には、その事業主が負担する保険料は、報酬には含まれない（昭和38年2月6日庁保険発第3号）」。

ただし、上記の通達が全てのケースで当然に適用されるわけではなく、通達内容を踏まえて、個々のケースに応じて様々な疑義照会と回答が行われております。念のため、社会保険事務所に照会を行うことをおすすめします、

未経過保険料の返金の経理処理は？

平成22年4月1日施行の保険法により、年払保険料につき、未経過部分の保険料を返金することになりました。その結果、未経過保険料を解約払戻金などと同時に返金される場合の経理処理の質問を多く受けてきています。

本来的には未経過月に対応する反対仕訳をしますが、解約時に未払保険料との精算も行われることもあり、その場合には、

当座預金	× × ×	／	前払保険料	× × ×	(企業帳簿価格)
			／	配当金積立金	× × × (企業帳簿価格)
			／	雑収入	× × × (差額)

と経理処理すると思われます。

(2) - 1 保険金でよくある質問

死亡保険金や満期保険金の益金算入時期は、通達等に定めがありません。支払調書では、死亡日や満期日が記入されています。満期保険金については、平成10年3月31日判決があるので「満期日」で争いはありませんが、死亡保険金については、「死亡日」、「支払通知日」が考えられます。

Q 1 死亡保険金の企業における収益計上日はいつですか？

A 1 原則は支払調書に従い、「死亡日」を基準にすべきと思います。その方が、課税庁に利益調整をしていると疑われないからです。それでも、死亡原因に保険会社の調査が入ったり、保険金請求者である代表者死亡による後任の選任に時間がかかる場合は「支払通知日」を基準にすると考えられます。

→ 令和6年2月26日判決では、12月決算企業における12月代表者の病死を翌期の5ヶ月後の計上を容認。

Q 2 満期保険金を据置くことにしました。経理処理は必要ですか？

A 2 据置は、一旦保険金を受け取って保険会社に預け直すと考えます。ですから、本来の満期日に経理処理が必要です（平成12年11月8日大裁（所）平12-23、裁決事例集No60、P237）。

(2) - 2 保険金でよくある質問

Q 3.死亡保険金を年金受取にすることにしました。経理処理はどのように行いますか？

A 3.年金特約の締結により受け取った年金については、保険金支払事由発生日前に年金特約を設定してあったのか、支払事由発生日以後に設定したのかにより経理処理は異なります。平成15年12月15日に国税庁から生命保険協会に連絡がありました。

①事前に年金特約が付加されている場合

一時金として収益認識するか、年金として分割して収益認識するか選択できます。

②事後に年金特約を付加する場合

一時金としての収益認識しかできません。年金は保険金の分割受取です。

→定年年齢にあわせない10年福利厚生プランの満期日対策でよく聞かれます。

→年金特約が事前付加されているかは保険会社に確認してください。

(2) - 3 保険金でよくある質問

Q 4 死亡保険金を保険金額1億円から5000万円に減額しました。
どのように経理処理しますか？また、法人と個人の減額の考え方の違いはありますか？

A 4 令和元年7月8日以後の法人契約の減額は、当初から死亡保険金額が1億円の場合の前払保険料と当初から死亡保険金額が5000万円の場合の前払保険料の差額を取崩し、減額払戻金との差額を損益認識します（従前は、前払保険料残高を保険金額で按分（前払保険料×減額する保険金額/現在の保険金額）して取り崩しました）。
なお、個人の減額は、減額払戻金－払込保険料総額－特別控除で一時所得を計算します（国税庁質疑応答事例一時払養老保険の保険金額を減額した場合における清算金等に係る一時所得の金額の計算A案）。

保険金の減額の考え方

1. 個人

(減額払戻金－払込保険料総額－特別控除) ÷ 2 を他の所得に加算
→ 特別控除 50 万円は払込保険料総額を使い切らないと使えない

2. 法人～以下を取崩し

① 令和元年 7 月 8 日以後の契約

減額前保険料積立金－減額後保険料積立金

② 令和元年 7 月 8 日より前の契約

保険料積立金 × 減額する保険金額 / 減額前保険金額

ともに配当金積立金は手を付けない

(3) 契約者変更でよくある質問

①ー1 令和3年の所得税基本通達改正

所得税基本通達 36-37 (保険契約等に関する権利の評価)

使用者が役員又は使用人に対して生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済契約に関する権利を支給した場合には、その支給時において当該保険契約等を解除したとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額。により評価する。ただし、次の保険契約等に関する権利を支給した場合には、それぞれ次のとおり評価する。

(1) 支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%に相当する金額未満である保険契約等に関する権利（法人税基本通達9-3-5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。）を支給した場合には、当該支給時資産計上額により評価する。

(2) 復旧することのできる払済保険その他これに類する保険契約等に関する権利（元の契約が法人税基本通達9-3-5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。）を支給した場合には、支給時資産計上額に法人税基本通達9-3-7の2の取扱いにより使用者が損金に算入した金額を加算した金額により評価する。

(注) 「支給時資産計上額」とは、使用者が支払った保険料の額のうち当該保険契約等に関する権利の支給時の直前において前払部分の保険料として法人税基本通達の取扱いにより資産に計上すべき金額をいい、預け金等で処理した前納保険料の金額、未収の剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額を加算した金額をいう。

①ー2 令和3年の所得税基本通達改正

(1) 契約者の変更（法人から個人）

譲渡価格は時価（所基通36－37により、前納保険料や配当金の金額も含んだ解約返戻金の額）によります。

解約返戻金の額＞法人の資産計上額の70%以上は「解約返戻金の額」で評価

①有償の場合

(法人) 当座預金×××/ 前払保険料×××

(個人) 課税なし

雑損失 ×××/ 配当金積立金×××

②無償の場合（退職の場合。それ以外の場合は賞与等）

(法人) 退職金 ×××/ 前払保険料×××

(個人) 退職所得又は賞与等

雑損失 ×××/ 配当金積立金×××

解約返戻金の額＜法人の資産計上額の70%未満の場合は、「資産計上額」で評価

①有償の場合

(法人) 当座預金×××/ 前払保険料×××

(個人) 課税なし

/ 配当金積立金×××

②無償の場合（退職の場合。それ以外の場合は賞与等）

(法人) 当座預金×××/ 前払保険料×××

(個人) 退職所得又は賞与等

/ 配当金積立金×××

①ー 3 令和3年の所得税基本通達改正

(2) 契約者の変更 (法人Aから法人B) [←FAQにこの場合も適用すると明記](#)

譲渡価格は時価 (所基通 36 - 37 準用により、前払保険料や配当金の金額も含んだ解約返戻金の額) によります。

解約返戻金の額 > 法人の資産計上額の70%以上は「解約返戻金の額」で評価

①有償の場合

(法人A) 当座預金 × × × / 前払保険料 × × ×

雑損失 × × × / 配当金積立金 × × ×

(法人B) 前払保険料 × × × / 当座預金 × × ×

配当金積立金 × × ×

②無償の場合 (2010年10月1日以降のグループ法人税制適用可能性あり ⇒ 強制適用)

(法人A) 寄附金 × × × / 前払保険料 × × ×

雑損失 × × × / 配当金積立金 × × ×

(法人B) 前払保険料 × × × / 雑収入 × × ×

配当金積立金 × × ×

解約返戻金の額 < 法人の資産計上額の70%未満の場合は、「資産計上額」で評価

①有償の場合

(法人A) 当座預金 × × × / 前払保険料 × × ×

/ 配当金積立金 × × ×

(法人B) 前払保険料 × × × / 当座預金 × × ×

配当金積立金 × × ×

②無償の場合 (2010年10月1日以降のグループ法人税制適用可能性あり ⇒ 強制適用)

(法人A) 寄附金 × × × / 前払保険料 × × ×

/ 配当金積立金 × × ×

(法人B) 前払保険料 × × × / 雑収入 × × ×

配当金積立金 × × ×

② その他

Q 1 低解約返戻金型長期定期保険について、低解約返戻期間に法人から個人に解約返戻金の額で契約者変更し、その後個人が解約することを考えています。必要経費をいくらにして一時所得を計算しますか？

A 1 必要経費にできるのは、上記解約返戻金の額と個人で支払った保険料の合計額（平成27年4月21日裁決等、平成29年9月8日最高裁決定）に変更されました。

（従来は、法人と個人が支払った保険料の合計額（平成13年12月12日裁決、裁決事例集62巻161頁）とされていました。）

Q 2 契約者＝死亡保険金受取人：法人、被保険者：社長の長期定期保険を、死亡保険金受取人を社長の妻に変更することを考えています。経理処理は必要ですか？

A 2 契約者変更の場合と同様、解約返戻金の額での有償又は無償での変更になると思います。解約する権利は法人に残るので経理処理は不要とも思えますが、保険料負担を伴わない安易な死亡保険金受取人変更は好ましくないと思われます。契約者変更と同じ経理処理が必要ではないかと思われます。

6. 個人契約でよくある質問

(1) ー 1 保険料でよくある質問

個人保険に関しては、保険料負担者と受取人との関係が課税関係を判断するのに重要です。また、契約者変更をした場合、保険金等を保険料負担割合で按分して課税関係を判断してください。

Q 1 妻が契約している生命保険契約の保険料を夫が支払っています。

夫は自分の生命保険料控除として利用できますか？

A 1 国税庁の質疑応答事例にある通り、生命保険料控除は実際に保険料を負担している者が利用できます。ただし、夫が生命保険料控除を利用した場合、以降、夫が保険料を負担したものとして課税関係を考えます。

(1) - 2 保険料でよくある質問

Q 2 離婚したのですが、妻と暮らしている子のことを考えて、保険金受取人を元妻のままにしています。生命保険料控除は使えますか？

A 2 保険金等の受取人の全てがその保険料等の払込みをする者又はその配偶者その他の親族（所法76）に限られるので、元妻が保険金受取人の場合は生命保険料控除は利用できません。

Q 3 個人が配当金を受け取った場合、支払った保険料に影響はありますか？

A 3 配当金を受け取った時点での課税はありません。ただし、生命保険料控除の適用を受ける場合、配当金の額は保険料の合計額から控除して控除額を計算します（所法76）。

(2) - 1 保険金でよくある質問

Q 1 死亡保険金受取人の子がすでに死亡しているのに、受取人変更をしないまま被保険者の母が死亡しました。子には配偶者とその子(孫)がいます。死亡保険金は誰が受け取りますか？

A 1 死亡保険金受取人が死亡した時の法定相続人である子の配偶者と孫が保険金受取人になります。受取割合については保険約款に明示されています。

(大手保険会社の受取割合の変遷)

昭和52年7月26日以前の契約→判例に従い均等割合

昭和52年7月27日以降平成24年4月1日までの契約→約款に従い法定相続割合

平成24年4月2日以降の契約→約款に従い均等割合

ご質問の場合、孫は被相続人の代襲相続人なので死亡保険金の非課税限度(500万円×法定相続人の数)の対象になりますが、子の配偶者は代襲相続人でないので非課税限度の対象にはなりません。

(2) - 2 保険金でよくある質問

Q 2 積み立ててきた配当金を、保険金を受け取るより前に引き出した場合、税金はかかりますか？

A 2 配当金を引出した時点での課税はありません。予定利率、予定死亡率、予定事業費率から保守的に設定された保険料を保険会社が返金したと考えます。ただし、引き出した配当金額だけ払込保険料総額が減少します。

なお、死亡保険金といっしょに受け取る配当金は死亡保険金の一部として非課税限度の対象となります（相基通3-8）。満期保険金といっしょに受け取る配当金も同様に考えます（所令183）。

(2) - 3 保険金でよくある質問

Q 3 相続放棄した場合でも死亡保険金（契貸控除後）は受け取ることができると思いますが、未支払の入院給付金はどうなりますか？

A 3 死亡保険金は受取人固有の財産として、大審院昭和11年5月13日判決以降、相続放棄をしても遺贈で受け取ることができます。ただし、相続放棄をすると相続人でなくなるので、死亡保険金の非課税限度は使えませんが、遺贈なので相続税の基礎控除の対象にはなりません。また、入院給付金は、本来、被保険者が受け取るべきものであり、相続放棄した場合は受け取ることはできません。保険会社はいっしょに支払をしますが、入院給付金については受け取っても、返金すべきです。

なお、個人年金につき後継年金受取人が決まっている場合やこども保険の育英年金についても受取人固有の財産とされます。確定給付企業年金の規約による遺族給付金、未支給給付金も同様です。

(2) - 4 保険金でよくある質問

(その他注意すべき点)

- (1) 被保険者の代わりに受け取った高度障害保険金は、代理受取人の資金でなく、あくまでも本来の受取人の資金
- (2) 代表受取した保険金をほかの受取人に渡しても贈与でない
- (3) 受取人が海外国籍でも日本の保険会社から支払われた死亡保険金は、原則日本の相続税法の課税対象
- (4) 医療費の補填となる給付金の範囲

(3) - 1 契約者変更でよくある質問

Q 1 個人から個人に生存中に契約者変更をした場合の課税関係はどうなりますか？

A 1 契約者変更しただけでは贈与税などの課税関係は発生しません（相法5、相基通3-36）。

その後、保険金受取や解約などの保険事故により、権利関係が確定した時点で、保険料負担割合に応じて、受取人との関係で課税関係を判断します。

なお、保険料負担割合については、平成27年度の税制改正により、平成30年1月1日以降の契約者変更については、支払調書で一部

(直前の契約者名、現在の契約者が支払った保険料の額、契約者変更の回数) が分かるようになりました（それでも2回以上の契約者変更など、追加で情報が必要な場合があります）。

(ご参考) 平成30年1月1日以後の支払調書

生命保険金受取人別支払調書

平成 年分 生命保険金・共済金受取人別支払調書

保険金等受取人	住所 (居所)	氏名又は名称	個人番号又は法人番号
保険契約者等 (又は保険料等払込人)	又は	氏名又は名称	個人番号又は法人番号
被保険者等		氏名又は名称	
直前の保険契約者等	所在地	氏名又は名称	
保 険 金 額 等	増加又は割増保険金額等	未 払 利 益 配 当 金 等	貸付金額、同未収利息
千 円	千 円	千 円	千 円
未 払 込 保 険 料 等	前納保険料等払戻金	差引支払保険金額等	既 払 込 保 険 料 等
千 円	千 円	千 円	(内) 千 円
保 険 事 故 等	保険事故等の発生年月日	年 月 日	(摘要)
保 険 等 の 種 類	保険金等の支払年月日	年 月 日	(平成 年 月 日提出)
契約者変更の回数			
保 險 会 社 等	所在地	名称	法人番号
		(電話)	
整 理 欄	①	②	

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合は、右詰で記載します。

323

保険契約者等の異動に難する調書

保険契約者等の異動に関する調書

新保険契約者等	住所 (居所)	氏 名 又 名 称	
死 亡 した 保険契約者等	又 は 所在地		
被 保 険 者 等			
解約返戻金相当額	既払込保険料等の総額	死亡した保険契約者等の 払 込 保 険 料 等	
円	円	円	
評 価 日	1 保険契約者等の死亡日 2 契約者変更の効力発生日	保険契約者等の 死 亡 日	年 月 日 (摘要)
保 險 等 の 種 類	契約者変更の 効力発生日	年 月 日	(... 年 月 日提出)
保 險 会 社 等	所在地	名称	法人番号
		(電話)	
整 理 欄	①	②	

386

(3) - 2 契約者変更でよくある質問

Q 2 個人から個人に契約者死亡により契約者変更した場合の課税関係はどうなりますか？

A 2 契約者死亡時の解約返戻金の額で相続税課税されます（これは契約者変更後の旧契約者の死亡によるみなし相続の場合も同様です）。なお平成27年度税制改正により、平成30年1月1日以降、「保険契約者等の異動に関する調書」が新設され、相続税申告に必要な「解約返戻金の額」のほかに、払込保険料の総額や死亡した保険契約者が払い込んだ保険料の額が税務署や新契約者に通知されるようになりました。ただし、解約返戻金の額が100万円超の場合に限られます（個人年金の場合は年間支払額が20万円超の場合）。

個人から個人への契約者変更の課税関係は？

相続税法（法5②、相基通3-36）があるので、単に個人から個人に契約者変更しただけでは贈与税などの課税関係が発生せず、保険事故が発生した場合において、保険金受取人が保険料を負担していないときは、保険料の負担者から保険金等を相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなすと規定しています。ここまではよく理解されています。

また、保険料負担者が死亡した場合、その者が保険契約者であれば本来の相続財産として平成30年に新設された「保険契約者の異動に関する調書」に従い、解約返戻金の額で相続税申告することも理解されています。

しかし、保険料負担者が契約者でなくなった後のみなし相続に関しては、相続税申告において漏れることが多いと思います。この点、ご注意ください。

(3) - 3 契約者変更でよくある質問

Q 3 個人から法人に生存中に契約者変更（いわゆる法人成など）した場合、加入していた終身保険の課税関係はどうなりますか？

A 3 有償の場合、個人には「譲渡代金－払込保険料総額－特別控除額」の半分を一時所得として、他の所得と合算して、所得税及び住民税課税されます。

法人は、保険料積立金として資産計上します。

保険料積立金××× / 当座預金×××
配当金積立金×××

無償の場合、個人には課税関係は発生しませんが、法人には譲渡代金を支払わないので受贈益が発生します。

保険料積立金××× / 受贈益×××
配当金積立金×××

→ がんの場合の死亡保険金を買います（マネックスライフセトルメント）は容認される？モラルリスクがあるとして保険会社の同意拒否を容認した東京高判平成18年3月22日判時1928号133頁との整合性はどうなるか？

7-1 相続でよくある質問

Q 1 死亡保険金受取人は配偶者にした方がよいですか？それとも、子にした方がよいですか？

A 1 配偶者でも子でも、保険料負担者＝被保険者：被相続人、死亡保険金受取人：相続人なので、死亡保険金の非課税限度（500万円×法定相続人の数）の活用（相法12①五）はできます。
相続税の申告書をもても、この制度はあまり使われていないと思いますから、この有利な制度をご利用ください。

（利用率約 33%、国税庁令和4年度統計情報より）

なお、受取人は配偶者がよいか子がよいかは、配偶者の税額軽減（相法19の2）だけでなく、配偶者の老後資金が十分であるかという視点からも検討してください。

7-2 相続でよくある質問

Q 2 生命保険を活用した二次相続対策はありますか？

A 2 契約者死亡による解約返戻金の額での生命保険契約の権利の相続（相法3①三）があると思います。例えば、契約者＝保険料負担者＝死亡保険金受取人：被相続人（夫）、被保険者：相続人（妻）で加入した後に、契約者＝保険料負担者である夫が死亡した場合、解約返戻金の額で新契約者：妻が相続し、死亡保険金受取人を相続人の相続人（子）等に変更できます。以降、夫が支払った保険料は妻が負担したものと同等とされます（相基通3-35）。これも立派な二次相続対策です。

7-3 相続でよくある質問

Q 3 保険金受取人を何人かいる子の誰にするか迷っています。事業の後継者でない子を受取人にするがよいですか？

A 3 代償交付金として死亡保険金を活用する場合の死亡保険金受取人は、代償交付金を渡す立場にある子にすべきです。そうしないと死亡保険金は受取人固有の財産とする最高裁判例（最三小判S40.2.2、配当金、前納保険料も含まれます（相基通3-8）、大審院も同じ）があるので、事業の後継者以外の子は、死亡保険金を受け取っても、別途、死亡保険金以外の代償交付金を請求できるからです。

代償交付金利用時の注意点

代償交付金としての死亡保険金はとても便利です。

しかし、取得した本来の相続財産の価額を越えた額の生命保険金を代償債務の対象にすることはできません。

代償分割は、本来の相続財産を現物分割することに代えて行うものであり、みなし相続財産である生命保険金は対象ではありません（相基通11の2-1）。

例えば、法定相続人子2人（長男,次男）で死亡保険金 1 億円を長男、本来の相続財産5000万円を次男が相続した場合、長男が次男に2500万円を支払ったときは、次男に対して贈与税が課税されます（資産課税関係 誤りやすい事例 1 9 令和 6 年版、大阪国税局資産課税課）。

7-4 相続でよくある質問

Q 4 事業承継対策で死亡保険金を原資とした死亡退職金の非課税限度（500万円×法定相続人の数）の活用（相法12①六）を考えています。どう使えばよいですか？

A 4 後継者への退職金支給を役員退職金規程へ明記してはどうですか？ 必ずしも労基法の施行規則第42条の順位に従う必要はありません。なお、遺族受取を確実にしたいのであれば、死亡保険金を法人受取にするのではなく、保険料が給与報酬扱になっても、遺族受取りにすることも考えられます。

7-5 相続でよくある質問

Q 5 保険料の生前贈与を使った相続対策はありますか？

A 5 生前贈与を活用する場合、生命保険料をまず相続人へ贈与して相続人自身の契約の保険料として活用することが考えられます。また、相続人以外への暦年贈与も是非検討してください。相続税申告時に、相続人以外の方に相続財産を知られたくない場合、一時所得として、別個に申告できるメリットがあります。

また、相続時精算課税制度の活用として、特別控除2500万円を利用した一時払保険料の贈与で保険金としての実受取額を増やすことも考えられます。

→暦年贈与は時効適用があるが、相続時精算課税制度の時効は？

7－6 相続でよくある質問

Q 6 契約者変更とみなし贈与を使った相続対策がありますか？

A 6 契約者変更後の減額や生存給付金でみなし贈与をする方法があります。

例えば、契約者＝保険料負担者＝保険金受取人：祖母、
被保険者：孫で一時払保険に加入。

その後、祖母から孫への契約者を変更後、孫が毎年減額して
保険料負担者の祖母からの減額払戻金のみなし贈与を受ける
ことができます（祖母の認知症対策にもなります）。

これは、暦年贈与でも相続時精算課税でも利用できます。

7-7 相続でよくある質問

Q 7 保険金を渡したい人がいるのですが、保険会社から受取人できないと言われています。どうすればいいですか？

A 7 平成22年4月1日施行の保険法第44条に、遺言による保険金受取人の変更が設けられています。同日以降に加入した生命保険で適用できますからご検討ください。

なお、この場合、保険会社への通知が要件になっていますから、現在の受取人が保険会社に保険金請求をする前に、相続人や遺言執行人は保険会社に通知する必要があります。

7－8 相続でよくある質問

Q 8 保険金は受取人固有の財産と聞きました。特定の相続人のみを死亡保険金受取人にしても大丈夫ですか？

A 8 死亡保険金が本来の相続財産と比較して多額だと、特別受益とする判決（最二小決H16.10.29）があります。あくまでも原則個別判断なのですが、相続財産2：保険金1（相続財産1億円に対し、保険金が5000万円以上あれば特別受益を検討）が分岐点とされ、保険金額がここを超えると要注意とされます。

なお、広島高裁H4.2.25は相続財産459万円、死亡保険金2100万円で特別受益を否定。保険金受取人の今後の生活と保険金額水準を考慮。

7-9 相続でよくある質問

Q 9 死亡保険金受取人は私の孫です。孫の親はまだ元気ですが、孫が私の死亡保険金を受け取ったらどんな税金がかかりますか？

A 9 孫は相続人でないので、遺贈で死亡保険金を受け取り相続税がかかります（相法3①一）。相続税の基礎控除を超えて孫に相続税がかかる場合、相続税額は2割加算です（相法18）。

契約者死亡による代襲相続人でない孫への契約者変更についても、遺言書がなくても同様に考えることができるのではと思います。

相続税の計算方法は変更になるか？

税理士会では、現行の「法定相続分課税方式」から「遺産取得課税方式」に変更すべきと継続して提言している。

明治38年に制定された相続税法は遺産課税方式

昭和25年に遺産課税方式から遺産取得課税方式へ

昭和33年改正で現行の法定相続分課税方式が採用

- 保険金を受け取った相続人以外の受遺者は自分自身が取得した保険金額だけで相続税額を計算することができない
- ほかの相続人に贈与の事実が明らかになる
- 提言をするものの令和9年限りの事業承継税制（特例措置）見直しの後の改正か？

8－1 退職金でよくある質問

Q 1 役員に死亡保険金をかけていました。その保険金全額を退職金として役員の遺族に支払ってもよいですか？

A 1 下級審ではありますが、企業が役員の死亡に伴って受け取る保険金額と役員退職金の適正額とは別個に考えるべきであり、受取保険金額が当該役員の退職金の適正額より多額であると認められる部分は、役員の死亡により会社の受ける経営上の損失の補填のために会社に留保されるべきものとした（昭和63年9月30日静岡地裁判決、平成元年1月23日東京高裁にて確定）。

8－2 退職金でよくある質問

Q 2 いっしょに事業をしていた弟が不慮の事故で寝たきりになり、役員を退職することになりました。保険金以外にどうしても退職金を2億円払いたいののですが、税理士や弁護士に反対されています。無理ですか？

A 2 先生は損金に算入できる社会通念上相当な役員退職金額をお考えだと思います。ただ、どうしても払いたいとの思いがあるならば、法人に損金不算入のリスクがあっても退職所得として支払うことは可能と思われます。

法人契約の保険金は退職金？

福利厚生プランなどは、保険会社から直接遺族に死亡保険金が支払われます。これが死亡退職金なのか、それとも会社は保険料を支払ってくれた保険金なのか迷うことがあります。

これについては、その法人の退職金規程を確認すれば判断できるのですが、相続税基本通達 3 - 17 のとおり、原則：保険金扱（雇用主が負担した保険料は従業員が払ったものとして、相続税法第 3 条第 1 項第 1 号を適用）、例外は退職金扱（本文ただし書き）となります。

ともに非課税限度の適用がありますが、実際は退職金扱としている会社が多いと思います。逆にしていないと、別途、退職金の支払いを求められます。

なお、退職金規程は保険加入には必須ではありませんが、支払の公平性から、役員も含めて設定することが望ましいと思われます。

役員退職金準備としての生命保険活用

役員退職金準備として生命保険金はよく利用されています。

しかし、想定する勇退時期や希望する退職金額で保険金額を設定しても、それが課税庁の認める適正額かは、将来の支払時期での同じ国税局管内の同規模同業種を抽出した結果でしかわかりません。

税制改正時の要望でデータの公開を求めても厳しだと思えます。

その中で税務調査での否認を回避したいのであれば、一般的に使われる、最終報酬月額 × 在任年数 × 功績倍率につき、社長であれば3を上限（功劳加算含む）で対応するのも現場の智恵と思われます

（必ずしも3が上限の意味ではなく、大分地裁平成21年2月26日判決は、功劳金加算を否定しつつ、原告主張の4.6を否定し3.5とした例もある。ただ、裁判で争えば厳しく判断される傾向がある）

9 令和7年度税制改正関係

- (1) 23歳未満の扶養親族がいる世帯では、令和8年分の一般生命保険料控除が4万円から6万円に引上げ（合計額の12万円の上限は変わらず）
- (2) 基礎控除が48万円から最高95万円になることにより、満期保険金受取時の税額軽減効果

その他、令和8年1月1日以後の確定拠出年金の一時金先受取による重複期間の調整が4年から9年に延長

10 その他の課題

- (1) 死亡保険金を全額役員退職金としては支払うことはできない（平成元年1月23日東京高裁判決）が、いくらならば社会通念上相当なのか？
- (2) 生前給付金を全額見舞金として支払うことはできないが、見舞金は5万円（平成14年6月13日裁決）が今でも上限なのか？（コロナ見舞金も規程を前提に5万円を容認）

ご清聴ありがとうございました。

本日は十分な質問時間を設けることができませんでした。

ご不明な点は、oinaka1@gmail.com にご質問ください。

東京都中央区日本橋 1 丁目 2 – 1 0

東京税理士会日本橋支部 日本税務会計学会法律部門委員

税理士 追中徳久（おいなか のりひさ）